

ニ稱スト云、臺トハ凡几案ノ類物ヲ置器ヲ國俗ニ臺ト稱ス。

〔嬉遊笑覽^{十上}〕飯を臺といふ、女房詞なるべし。略中 和名抄、糰糰、和名比女、或説云、非米非粥之義也。とあれば、ひめは今世の常の飯とみえたり、御臺と御膳といふとおなじ、食は必ず臺に載るものなればなり。

〔源氏物語^{三十九}〕おほとなぶらなどいそぎ參らせて、御だいなどこなたにて參らせ給、ものきこしめさずとき、給て、とかうてづからまかなひ、なをしなどし給へど、ふれ給べくもあらず。

〔源氏物語湖月抄^{三十九}〕抄、落葉の宮の御膳也。

〔源平盛衰記^{三十五}〕木曾頸被渡事

伊豫守義仲ガ首、大路ヲ被渡、法皇ハ御車ヲ六條東洞院ニ立テ被御覽、九郎義經、六條河原ニテ檢非違使ノ手ニ渡ス、檢非違使是請取テ、東洞院ヲ北へ渡シテ、左ノ獄門ノ樗木ニ懸ラル。略中 何者ガ所爲ニカ、獄門ノ木ノ下ニ札ヲ書テ立タリケル。

信濃ナル木曾、御料ニ汁懸テ只一口ニ九郎義經

〔酒食論〕飯室律師好飯申様

殊更祝のざしきにも、まづは御れ。う。をまいらする、元ぶく、わたまし、むこ取の祝に、いづれも御料あり、大臣の大饗をこなふは、かいこうにだに有がたし、二本三本五本だて、本飯復飯すへ御れ。う。鳥の子にきりのわか御料、玉をみかけるすき御料、粟の御料の色こきは、をみなへしにぞ似たりける。

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一いひ 御だい ぐ。ご。おな。か。だ。い。り。に。は。い。ひ。に。か。ぎ。ら。ず。そ。な。ふ。る。も。の。を。ぐ。ご。と。い。ふ。

〔海人藻芥〕内裏仙洞ニハ、一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被召事也、一向不存知者、當座ニ迷惑スベキ者